

奨学金貸与規程

(関西看護医療大学生)

制定日；平成20年4月18日

医療法人社団順心会

(総則)

第1条 この規程は、卒業後 医療法人社団順心会組織の病院・介護老人保健施設・その他施設（以下「順心会」という。）へ就職を希望する関西看護医療大学に在学する学生に対し、在学中に必要な学費の一部を貸与し、順心会の看護職員確保に資するとともに、学生に修学便宜を図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 奨学金対象となる者は、看護師、保健師の資格を取得し大学卒業後、直ちに看護師として順心会において業務に従事する意志のある者とする。また、順心会職員であって順心会を退職し、関西看護医療大学へ進学する者及び理事長が特に必要と認めた者も対象とする。

(奨学金の貸与額)

第3条 奨学生の貸与額は、大学において修学するのに必要な学費の一部として年額60万円（月額5万円）を無利子で貸与する。

(奨学金の貸与期間)

第4条 奨学生の貸与期間は貸与決定月から卒業月までの間とする。ただし最大4年を限度とする。（最長1年時の7月から45ヶ月間）

(申請期間)

第5条 毎年5月1日～5月31日(土・日祝は除く)

(奨学金の貸与申請および決定)

第6条 奨学金の貸与を希望する者は、次の書類を順心会に提出し、面接を受けるものとする。申請の翌月に選考し、決定月から支給する。

(1) 履歴書・在学証明書・健康診断書等

(2) 奨学金貸与申請書(様式1)

(3) 奨学金貸与に関する誓約書(様式2)

2 決定については次の書類をもって申請者に通知し、貸与契約を行うものとする。

(1) 奨学金貸与契約書(様式3)

(連帯保証人)

第7条 前条の申請により貸与を認められた者は、連帯保証人2人を選定しなければならない。保証人は奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

- 2 連帯保障人について1名は父母（父母がいない場合には、兄弟姉妹またはこれに代わるもの）とし、独立の生計を営むものでなければならない。
- 3 1名は前項以外で独立の生計を営んでいる者とする。
- 4 連帯保証人が何らかの事情により、連帯保証人資格を失った場合は、直ちに連帯保証人変更届（様式4）を理事長に提出しなければならない。

(奨学金送金および借用証書の提出)

第8条

奨学金は原則として毎月16日に交付する。ただしその日が休日(土曜日を含む)に当たるときは、その日前において、その日の最も近い休日（土曜日を含む）でない日に交付する。また奨学金の受理については、金融機関の振込をもって借用の証明とし、各年度末（毎年3月）に当該年度分の奨学金借用書（様式5）を理事長に提出しなければならない。

(貸与の解除及び貸与の休止)

第9条 理事長は奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 心身障害のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 修学態度または学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) 奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
 - (7) その他各号に準ずるやむを得ない事情があったとき。
- 2 理事長は奨学生が休学し、また停学の処分を受けたときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月まで奨学金の貸与を休止する。

(返還)

第10条

奨学生が次の号に該当する場合は奨学金返還明細書(様式6)をもって交付した奨学金全額を返還するものとする。ただし、一時に返還することが困難であり、相応の理由があるときは、2年間を限度として返還期間を延長することができる。

- (1) 前条により奨学金貸与を取り消されたとき。
- (2) 大学を卒業後、順心会職員として採用されなかったとき。
- (3) 大学を卒業した日から1年以内に免許取得できなかったとき。
- (4) 大学を卒業後、直ちに順心会において奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間業務に従事しなかったとき。

貸与期間未満で退職した場合は残勤務年数を月割で返還する
算出式：貸与額×(貸与期間月数－勤務月数)÷貸与期間月数

(奨学金返還の免除)

第 11 条

奨学生が次の号に該当する場合は奨学金返還の債務を免除するものとする。

- (1) 卒業後、直ちに順心会において奨学金の貸与期間を継続して勤務した場合。
ただし、産休・育休、介護休暇、疾病・負傷等やむをえない事由により従事できなかった期間を除く。
- (2) 死亡または、業務に起因する事由により、就労不能となった場合。

(免除金額の事務的取り扱い)

第 12 条

奨学金免除金額の事務的取り扱いとして、従事した期間の年度毎（年度末賞与時）に当該期間分の免除金額を相殺する（賞与として上乗せし、免除金額相当を返還として差し引く）ものとする。

(その他)

この規程に定めない事項については必要があるときは、理事長が別に定める。

附則

この規程は平成 20 年 4 月 18 日から施行する